

議案第 9 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

総務部職員課

1 改正内容

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により、懲役及び禁錮が拘禁刑に改正されることに伴い、懲役及び禁錮を拘禁刑に改める。

2 改正条例及び改正部分

（１）朝霞市職員の給与に関する条例

期末手当（第 1 6 条の 2、第 1 6 条の 3）

（２）朝霞市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

退職報償金支給の制限（第 6 条）

（３）市長及び副市長の給与等に関する条例

期末手当（第 6 条、第 7 条）

（４）教育委員会教育長の給与等に関する条例

期末手当（第 6 条、第 7 条）

（５）朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例

罰則（第 4 1 条）

（６）朝霞市土砂等の堆積の規制に関する条例

罰則（第 2 4 条、第 2 5 条）

（７）朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例

附則（第 3 条）

3 施行日

令和 7 年 6 月 1 日（刑法等の一部を改正する法律の施行日）

担当

総務部職員課給与厚生係

電話 4 6 3 - 3 1 9 6